

第 3 次

水巻町子ども読書活動推進計画

～すべての子どもにすばらしい本との出会いを～

令和 3 年 4 月
水巻町教育委員会

はじめに

本に親しむことは、広い世界を知り、様々なことを感じ取る力や自ら考え行動することのできる人間へと成長していく重要なきっかけの一つです。子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに多様な文化や考え方を理解することができるようになります。

近年、子どもを取り巻く状況は、急激に変化しており、インターネットやスマートフォン等の普及により、情報や知識の習得方法において、非常に便利になった反面、読書の在り方にも大きな変化をもたらし、読書離れの一因ともなっているのが現状です。

こうした状況のもと、子どもの健やかな成長のために、身近な家庭、地域、学校等はもとより、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが、ますます重要となっています。

国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備が推進されなければならない。」との基本理念を示しました。また、平成30年4月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」を策定し、子どもの読書活動の推進を図っています。

県でも、平成28年8月に福岡県子ども読書推進計画を改訂。これまでの基本方針を継承しつつ、子どもの読書活動の環境整備に取り組むこととしています。

一方、水巻町も、第5次総合計画の中で「子ども読書活動推進計画に基づく、子どもたちの育成」を掲げているだけでなく、みんなで育てよう水巻の子どもをスローガンとする水巻町教育施策にも児童・生徒の読書活動の推進を盛り込むなどし、子どもの読書活動の推進に力を入れてきました。

この計画は、令和3年3月をもって第2次推進計画が満了することに伴い、これまでの取り組みの成果を踏まえ、第3次計画として策定するものです。今後、この計画を基に家庭・地域・学校・行政等が主体的にそれぞれの役割を果たし、互いに連携して、子どもの読書活動を推進することが望まれます。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年4月

水巻町教育委員会

目次

第1章	子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	1
1.	計画の趣旨	
2.	計画の位置づけ	
3.	計画の基本方針	
4.	計画の期間	
5.	計画の対象	
第2章	第2次計画期間における取組状況	4
第3章	子どもの読書活動推進のための具体的な方策	7
基本方針1	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	
基本方針2	子どもの読書環境の整備及び実務者の資質向上に向けた支援	
基本方針3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	
第4章	計画の効果的な推進に向けて	13
1.	連携・協力	
2.	啓発・広報等の推進	
3.	今後の取り組みについて	
4.	成果指標	
(参考資料)	子どもの読書活動の推進に関する法律	16

第1章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

この計画は、子どもたち一人ひとりの読書に対する関心と意欲を高めるため、子どもの発達段階に応じた総合的な読書環境を整備し、読書を通じて、子どもの想像力や知性及び感性を豊かにし、成長過程における心の糧となるように子どもの成長を支えていくことを目的としています。

成長過程と読書とのかかわり

● 乳児期

子どもの心身の成長の上で根本となる大切な時期です。この時期の絵本の読み聞かせは、単に言葉の獲得だけでなく、豊かな感性を育てることにつながります。

● 幼児期

幼稚園や保育所（園）など、集団生活を通じて、言葉も豊かになり、絵本の簡単なストーリーが理解できるようになります。自分で絵本の好き嫌いを判断し、お気に入りの本を何度も読んでもらいたがります。その欲求を周囲の大人が理解し、関わっていくことが必要です。

● 小学校低学年

文字を覚えると、徐々に自分の力で本を読めるようになります。しかし、まだ、文字を追うことにとらわれがちになるため、大人と一緒に読んであげることも必要です。

● 小学校中学年

興味が広がり、空想の世界を楽しむ時期でもあります。授業を通じて本を知ることも多いため、図書室などで関連図書を紹介するなどの読書指導も必要です。また、読み聞かせやブックトーク^{*1}などの手法で本の世界を楽しく紹介することで、将来の読書のすそ野が広がります。

● 小学校高学年

名作と呼ばれる古典的な物語や歴史の本など読み応えのある本を読むことができるようになってきます。興味や関心が多様となり、読書の傾向にも個人差が出てきます。ブックトークなどで良質な本と出会うきっかけづくりも大切です。

● 中学生・高校生

個人の好みを読書にも現れ、本をよく読む子どもと読まない子どもにわかれる時期です。幅広く本を読むことができる読書環境を整え、十分な情報を提供できるように対応していく必要があります。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」第 9 条第 2 項に基づいて策定するもので、「第 5 次水巻町総合計画」に示されている水巻町における子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針を定めるものです。また、この計画は、国が策定した「第 4 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成 30 年 4 月）」と福岡県が策定した「福岡県子ども読書活動推進計画（平成 28 年 8 月改訂）」を基本として策定するものです。

3. 計画の基本方針

子どもの読書活動を推進するため、3つの基本方針を掲げ、その推進に努めていきます。

基本方針 1

子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

家庭、地域、学校、幼稚園、保育所（園）、町立図書館を含む行政機関などが子どもの発達段階に応じて、相互に連携しつつ、それぞれの役割に応じた取り組みを主体的に行うように努めていきます。

基本方針 2

子どもの読書環境の整備及び実務者の資質向上に向けた支援

子どもの読書に対する関心と意欲を高めるために、図書館及び学校図書室の環境整備と資料等の充実を図ります。また、学校司書^{*2}や読書ボランティア^{*3}の資質向上を図るための活動を支援します。

基本方針 3

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

まず、大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めることで、子どもが読書活動への理解と関心を深めることが大切です。「こどもの読書週間」^{*4}や「読書週間」^{*5}、平成 28 年に定めた「ノーテレビ・ノーゲーム・家読（うちどく）の日」^{*6}である毎月 23 日などの機会に子どもの読書活動の重要性及び必要性について、講演会等で広く啓発活動を行い、町全体に対して、理解及び協力を求めていきます。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの概ね5年間とします。

5. 計画の対象

本計画における子どもとは、概ね18歳以下を対象とします。

語句解説

- ※1 **ブックトーク** ひとつのテーマに沿って選んだ数冊の本を順序だてて紹介すること。違った分野の本に興味を持ってもらい、読書の幅を広げるきっかけをつくる手法。
- ※2 **学校司書** 学校図書室の実務を行う町雇用の事務職員。図書室の資料の整理・提供・レファレンス等の技術的な面を担当。司書教諭と連携しながら運営にあたる。
- ※3 **読書ボランティア** 子どもと本を結びつけるために、公共施設や学校等でお話し会や読み聞かせ等の活動を行うボランティア。
- ※4 **こどもの読書週間** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条によって4月23日は「子ども読書の日」と定められた。1959年から社団法人読書推進協議会がこの日から5月12日までを「こどもの読書週間」とした。
- ※5 **読書週間** 11月3日、文化の日の前後2週間を指し、読書の普及・推進と出版文化の向上を目標としている。
- ※6 **ノーテレビ・ノーゲーム・家読（うちどく）の日** 子ども読書の日である4月23日にちなんで、全国の自治体では、23日に毎月、様々な読書推進の取り組みが行われている。水巻町でも子どもたちの過度な電子メディアとの関わりを抑制し、家庭での読書活動を推進するために毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲーム・家読の日」と定めた。

【ここ point👉】 学校図書館と学校図書室

どちらも学校図書館法により、すべての小・中・高等学校等に設置されなければならない施設を指します。法律上は「学校図書館」が正式名称です。学校図書館は、場所、職員、機能を含む名称ですが、多くの小・中学校では、本を集めている教室を指す「図書室」という名称を使っているのが一般的です。

本計画では、本町の実情に合わせ「学校図書室」の表記で統一しています。

第2章 第2次計画期間における取組状況

第2次推進計画期間においては、第1次計画の事業を継続し、子どもたちが読書に親しむ機会の提供を図ったほか、子ども司書養成講座^{*7}やリレー家読^{*8}のモデル事業を実施するなど、より学校と連携した事業に取り組んできました。また、図書館から学校図書室に司書(担当者)を配置することで体系的な子どもの読書活動推進の確立を図りました。

〈第2次計画施策項目一覧表による〉

	施策項目
家庭・地域	<p>●「家読」の推進</p> <p>H29年度に猪熊小学校でリレー家読を実施</p>
	<p>●ブックスタート^{*9}・セカンドブック^{*10}事業の推進</p> <p>・ブックスタート H29年度：674人 H30年度：668人 R1年度：603人</p> <p>・セカンドブック H29年度：227人 H30年度：245人 R1年度：222人</p>
	<p>●「お話し会」等の充実と参加の呼びかけ</p> <p>図書館ボランティアによるお話し会を月4回、スタッフによるお話し会を月2回実施しているほか、絵本ミュージカルや工作会など親子で参加できる催しを開催</p>
	<p>●選定図書リスト等の有効活用</p> <p>ブックスタート、セカンドブック、出生届提出の際にリストを配布</p>
	<p>●「読書活動関連の講座」の開催</p> <p>年度ごとに読み聞かせ講座を実施</p>
	<p>●子ども読書の日・読書週間の取り組み</p> <p>・こどもの読書週間期間中来館者／H29年度：9,679人 H30年度：8,861人</p> <p>R1年度：9,990人</p>
	<p>●地域の施設等における読書環境の整備</p> <p>子育て支援センターへ毎月配本、放課後児童クラブへのリサイクル本^{*11}譲渡、役場ロビーにリサイクル本コーナー設置</p>

幼稚園・保育所(園)	<p>●絵本や物語に親しむ取り組み</p> <p>毎日、絵本の読み聞かせの時間を設定、読み聞かせボランティアの受け入れ</p>
	<p>●身近に本がある環境づくり</p> <p>絵本コーナーを数箇所設置、定期的な絵本の入れ替え</p>
	<p>●保護者への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園だより等で「読み聞かせ」の重要性や「家読の日」の取組等を紹介 ・子どもの年齢に応じた絵本の紹介 ・家庭への貸出絵本コーナーを設置
学校	<p>●学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み</p> <p>朝の読書*¹²時間（朝読）の実施、図書委員やボランティアによる読み聞かせ実施</p>
	<p>●学校図書室の運営</p> <p>小学校は15分休み（中休み）と昼休み、中学校は昼休みと放課後に開室</p>
	<p>●学校図書室の活用と利用</p> <p>授業や調べ学習の際に利用、必要に応じ、クラス単位での資料貸し出し</p>
	<p>●学校と町教育委員会との連携</p> <p>小学校：「子ども司書養成講座」への協力</p>
	<p>●学校図書室の環境整備</p> <p>日本十進分類法*¹³による配架やテーマごとの展示、管理システムの導入</p>
	<p>●学校図書室の図書資料の充実</p> <p>調べ学習の資料や国語の教科書で紹介されている本など学齢に応じた資料を収集</p>
	<p>●町立図書館の活用</p> <p>小学校：学級文庫への配本　　中学校：職場体験</p>
	<p>●ボランティア団体との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書ボランティアによる読み聞かせを定期的実施 ・読書週間や学校行事の際にお話会等を実施
	<p>●司書教諭*¹⁴・学校司書の配置</p> <p>委員会活動の指導など</p>
	<p>●読書関連行事等の実施</p> <p>「子ども読書の日」や「読書週間」にあわせ、お話会や校内放送での本の紹介、読書表彰等を実施</p>
	<p>●PTAとの連携、保護者への働きかけ</p> <p>図書室だよりなどで「家読」に関する情報発信</p>

図 書 館	<p>●読書相談やレファレンスサービス^{*15}の充実</p> <p>図書リストの随時見直し、改訂</p>
	<p>●団体貸出制度^{*16}の充実</p> <p>小学校各学級へ学期ごとに、第2保育所へ隔月配本</p>
	<p>●児童コーナー及びヤングアダルト^{*17}コーナーの充実</p> <p>・児童書蔵書数推移／H29年度：40,378冊 H30年度：42,775冊 R1年度：43,107冊</p> <p>・ヤングアダルト冊数／H30年度：6,357冊 R1年度：6,118冊</p>
	<p>●インターネットコーナーの活用</p> <p>子どもが不適切なサイトを閲覧できないようネット検索の制限を強化</p>
	<p>●障がいのある子どもへの読書支援</p> <p>バリアフリーコーナーの設置、資料の充実</p>
	<p>●他の図書館との連携・協力</p> <p>・児童書借受冊数／H30年度：49冊 R1年度：32冊</p>
	<p>●読書ボランティアへの活動支援と人材の育成</p> <p>・年間15,000円の助成金、実態に応じた活動費の補助や各種研修の紹介</p>
	<p>●町内小中学校との連携・協力</p> <p>学校司書の派遣、学級配本用図書の購入、児童生徒向け図書情報の提供</p>
	<p>●啓発・広報活動の充実</p> <p>読み聞かせ講座などの催しの際、子ども読書活動についての説明を実施</p>
	<p>●お話し会の実施</p> <p>図書館スタッフによるお話会の参加者人数（児童向け、赤ちゃん向け合計） H29年度：263人 H30年度：307人 R1年度：208人</p>
	<p>●子ども対象行事の実施</p> <p>こどもの読書週間や夏休み、クリスマス等に子ども対象のイベントを開催</p>

語句解説

- ※7 子ども司書養成講座 児童が司書業務を体験することで、図書館や読書活動について知り、本の分類や紹介方法を学んで同世代の子どもに読書活動を広めていくことを目的とする取り組み。
- ※8 リレー家読 リレー形式で同じ本をグループやクラスで回し読み、それぞれの家庭で話した内容や感想をクラスで共有する取り組み。
- ※9 ブックスタート 1992年に英国で始まった、絵本に親しむ体験を通じて親子の絆を深めてもらおうと自治体の乳幼児健診の際に絵本等を手渡す運動。日本では、平成12年（2000年）の「子ども読書年」をきっかけに同年10月に東京都杉並区でモデル事業として始められた。
水巻町もいち早くこの趣旨に賛同。翌平成13年4月から、水巻町を含む12の自治体で本格的に活動が始まり、その後、全国各地に広まった。
- ※10 セカンドブック ブックスタート事業のフォローアップとして、平成21年4月から始められた事業。町内の小学校に入学する新一年生全員に図書館が推奨する図書リストの中から1冊を選んでもらい、入学式当日に手渡している。
- ※11 リサイクル本 図書館での利用に耐えず登録から外した資料や受入れなかった寄贈図書を町民に提供すること。本の再利用という意味から、それらの資料をこのように呼ぶ。
- ※12 朝の読書 学校で毎朝始業前の十分間、児童・生徒、教職員が本を読む運動。1888年、千葉県の高校教諭「林 公（はやしひろし）」氏が提唱して実践したのが始まり。
- ※13 日本十進分類法 図書を分類する法則の一つ。すべての本を内容によって0～9の数字を使って10の大きなテーマにグループ分けするもの。全国の多くの公共図書館で採用されている。
- ※14 司書教諭 学校図書館法に基づき、学校図書室の専門的業務にあたる教職員。司書教諭の講習を修了した教諭をもって充てる。12学級以上の小・中・高等学校には配置が義務づけられている。
- ※15 レファレンスサービス 利用者の日常生活での疑問の解決や調査・研究活動などを、図書館の資料等を使って援助するサービス。
- ※16 団体貸出制度 図書館が学校や地域の団体に所蔵の資料をまとめて貸し出すこと。
- ※17 ヤングアダルト 主に図書館界や出版界で使用する特定の利用者層を表す語で、中・高生など、子どもと大人の中間に位置する年代の呼称。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

[]内は取り組みの主体

基本方針1	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進
-------	---------------------

① 絵本や物語に親しむ取り組み [幼稚園・保育所(園)]

子どもが本に興味を持つように絵本の読み聞かせを行事や遊びなどの日常の活動時間の中に取り入れます。また、多くの絵本に触れ合うことができる図書館をもっと身近に感じられるよう町立図書館への訪問など行います。

② 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み [学校]

朝の読書時間や一斉読書時間を設定し、子どもが読書に親しむとともに、その習慣化を図っていきます。さらに読書ボランティアや学校司書による読み聞かせやブックトークを行うなど、各学校の状況や目標に応じた読書活動を推進していきます。

③ 学校図書室の活用と利用 [学校]

学校図書室の資料を使った授業等に計画的に活用していきます。また、情報の探し方、資料の使い方等、学校図書室の有効な活用方法や利用方法についても指導を行っていきます。

④ 町立図書館の活用 [幼稚園・保育所(園)] [学校]

町立図書館が実施する団体貸出制度や図書館司書によるブックトーク(学校)、読み聞かせ(保育所等)などを積極的に活用し、子どもの読書活動推進につながるよう努めていきます。

⑤ 「家読」の推進 [図書館]

「家読」とは、家族で読書を行う「家族ふれあい読書」のことで、本を介した家族間のコミュニケーションを図る運動です。町では、毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲーム・家読の日」と定め、「家読」を推進します。

⑥ ブックスタート・セカンドブック事業の推進 [図書館]

平成13年度から乳幼児とその保護者を対象に読み聞かせの説明とともに絵本を手渡し、絵本を仲立ちとしたふれあいの時間を共有することを勧めるブックスタート事業、ま

た、そのフォローアップとして、町内の小学校に入学する新一年生に本をプレゼントするセカンドブック事業を実施しています。これらの事業は、子どもたちに読書をする楽しさと喜びを知ってもらい、子どもの心を豊かに育てるための第一歩として、とても効果的であるため、今後もこれらの事業を継続していきます。

⑦ 「お話し会」等の充実と参加の呼びかけ [図書館]

町立図書館では、子どもの読書活動を支援するために、「お話し会」などの様々な行事を開催しています。今後も、親子で参加してふれあえる魅力的な行事をより多く行うことにより、子どもの読書への興味と関心を向上させる取り組みを行っていきます。また、読書ボランティアなどを支援し、「お話し会」などの開催の機会や内容の充実に努めます。

⑧ 選定図書リスト等の有効活用 [図書館]

「おすすめ絵本リスト」など、発達段階に合わせた図書情報を保護者に適宜に配布し、家庭での読書活動を推進しています。今後も、リストの内容の見直し、充実を図り、図書情報の提供を行っていきます。

① 身近に本がある環境づくり [幼稚園・保育所(園)]

自発的、継続的な読書活動が行えるよう、子どもたちがいつでも好きな絵本に触れられるような場所に「図書コーナー」を設置し、絵本などの充実を図ります。また、家庭に絵本を貸し出し、家庭でも絵本に親しむことができる環境づくりに努めます。

② 学校図書室の運営 [学校]

学校図書室の運営は、司書教諭・学校司書を中心に全教職員が連携して行っていきます。また、図書の貸出・返却といった図書室運営には、図書委員会(児童生徒)の関わりも非常に大きいため、それぞれの役割を明確にした運営を行います。

③ 学校図書室の環境整備 [学校]

子どもの発達段階に応じた配架・レイアウト・紹介の方法等を工夫し、利用しやすい快適な読書環境を作ります。また、自由にくつろぎながら読書できる場所や調査研究・学習の場として活用できるようにするなど、各学校の特色を活かしながら、読書センターとしての機能が十分発揮できる整備に努めます。

④ 学校図書室の図書資料の充実 [学校]

子どもたちが興味や関心を持つ図書のほか、学習センターとしての機能が果たせるよう各教科の学習を進めるうえで必要な図書や情報センター機能となる児童生徒・教職員の情報ニーズに対応する資料の配備を進めていきます。

⑤ ボランティア団体との連携・協力 [学校]

学校では、読書ボランティアによる読み聞かせを中心とした「お話し会」を実施し、児童生徒の読書に親しむ習慣を育成しています。今後も読書ボランティアとの連携・協力を充実させていきます。

⑥ 司書教諭・学校司書の配置 [学校]

学校図書室を有効に機能させ、学校における読書環境を整備するためには、司書教諭の役割が重要となってきます。司書教諭が中心となって図書室資料の整備や利用方法の具体的な指導等を行い、図書室の有効利用を図っていきます。また、子どもたちが読みたい本、知りたい情報を確実に手にするためには、図書資料に精通した学校司書が大きな役割を果たします。そのためには、各学校図書室に専門知識を有する司書資格を持った

者を配置するだけでなく、研修会等への積極的な参加により、その資質向上に努めていきます。

⑦ 団体貸出制度の充実 [図書館]

町内の幼稚園・保育所（園）、小・中学校、放課後児童クラブ等に対して、図書をまとめて貸し出す団体貸出制度の利用の充実を図り、子どもたちが身近な場所で、より多くの図書と出会えるよう努めていきます。

⑧ 地域の施設等における読書環境の整備 [図書館]

団体貸出制度による配本のほか、図書館で利用しなくなったリサイクル本の提供などで図書の充実に努めます。また、地域の施設を活用した拠点づくりを検討し、子どもの読書環境の拡充を図っていきます。

⑨ 読書相談やレファレンスサービスの充実 [図書館]

子どもや保護者をはじめ、子どもの読書に関わる人からのレファレンスへの対応はもちろん、読み聞かせや読書に関する相談の機会を設けていきます。また、読書のきっかけづくりや本を選ぶときの参考になる図書リストの充実を図ります。

⑩ 児童コーナー及びヤングアダルトコーナーの充実 [図書館]

0歳から対象の赤ちゃんの絵本をはじめ、小学生から中学生・高校生向けの本まで幅広い魅力ある蔵書構成を目指し、今後も蔵書の充実に努めます。また、適宜、図書の配置等の見直しを行い、子どもにもわかりやすく、利用しやすい環境づくりに努めます。

⑪ インターネットコーナーの活用 [図書館]

スマートフォンの普及によって、子どもにとっても、インターネット検索による情報収集が欠かせない社会になっています。図書館においても、検索体験ができる端末を子どもにも開放しており、アクセスサイトの制限などに配慮しながら、活用していきます。

⑫ 障がいのある子どもへの読書支援 [図書館]

読書に障がいのある子どもの読書活動を支援するために、点字絵本^{*18}や布絵本^{*19}、LLブック^{*20}等の充実を図りつつ、関係機関と連携・協力し、資料や情報の収集と活用を行っていきます。

⑬ 他の図書館との連携・協力 [図書館]

県立図書館及び他市町村立図書館との連携を図り、資料や情報の相互利用や協力活動を通して得た多様な資料を提供することで、子どもの読書活動を推進していきます。

⑭ 読書ボランティアへの活動支援と人材の育成 [図書館]

子どもの読書活動を推進する上で、読書ボランティアの活動は重要な役割を持っています。これらのボランティア団体との連携・協力体制を強化し、更なる活動の促進と充実を図るとともに、団体の人材育成に協力していきます。

⑮ 学校と図書館（教育委員会）の連携・協力 [図書館]

図書館から派遣している学校司書等を通じ、ブックトークやレファレンス、団体貸出など、学校における児童生徒の読書活動を支援するとともに、図書館見学や職場体験学習等の積極的な受け入れを図ります。また、引き続き、リレー家読といった学校との連携が不可欠な事業に取り組んでいきます。

語句解説

※18 点字絵本 通常の絵本に点字を貼るなどして、つくられた絵本。

※19 布絵本 布などを使い、アップリケなどの手法でつくられた絵本。

※20 LLブック 知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいよう写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。「LL（えるえる）」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。当初は知的障がい者向けに刊行されていたが、現在では高齢者や認知症の人など、読むことに困難を伴う幅広い層へと対象が広がり、北欧を中心に普及している。日本では障がいの者の支援団体などが制作しており、少しずつ認知が広がっている。

① 家庭への啓発 [幼稚園・保育所(園)] [学校]

幼稚園・保育所(園)では、園だよりでの啓発のほか、保護者会や懇談会の場で「家読の日」の取り組み等について周知を図ります。

学校においても、「ノーテレビ・ノーゲーム・家読の日」を中心とした読書活動の現状やその大切さについて、図書室だよりをはじめ、あらゆる機会を通して情報発信します。

② 読書関連行事等の実施 [学校] [図書館]

小中学校では、子どもの読書活動への関心を深めることを目的として、「子ども読書の日」や「読書週間」等を活用して、読み聞かせやブックトークなど実情に応じた取り組みを行います。

図書館でも、図書館に親しんでもらいながら、読書への関心を深められるよう、夏休みやクリスマスに合わせ、行事を実施します。さらにその機会に、保護者に対しても、子どもの読書活動について理解を求めていきます。

③ 読書活動関連の講座の開催 [図書館]

子どもたちにかかわる大人や保護者を対象として、読書に関する講座や講演会を開催し、子どもの読書活動の重要性について、理解と関心を高めていきます。

④ 広報活動の充実 [図書館]

子ども向けの読書行事やイベントの周知や案内はもちろん、「家読」の重要性や関係団体等で取り組まれる活動などについて広く周知を図ります。また、子育てに関する催しが行われた際など、あらゆる機会を捉えて、子どもの読書活動について情報発信していきます。

第4章 計画の効果的な推進に向けて

1. 連携・協力

計画の具体的な活動は、家庭、地域、学校、幼稚園、保育所（園）、行政機関などがそれぞれの分野で専門的かつ、主体的に取り組む必要があります。町立図書館は、その推進拠点として、関係機関と相互に情報交換や取り組みの調整を行い、より効果的な活動を推進していきます。

子どもの読書活動へのかかわり

【家庭・地域】

子どもの読書が習慣化するためには、家庭における読書環境の充実が欠かせないものです。子どもは、保護者から読み聞かせをしてもらったり、一緒に本を楽しんだりすることで、言葉や読解力以外にも想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。絵本を乳幼児の発育を促すコミュニケーションの道具のひとつとして、活用することが必要であると言えます。

家庭では、日頃から大人が本を読んだり、一緒に図書館などへ出かけたりするといった、読書を楽しむ状況をつくり、地域では、よく利用する施設に本が用意されているなど、子どもの身近なところに本があり、読書に親しみを持ちやすい環境づくりが望まれます。

【幼稚園・保育所（園）】

乳幼児期は、好奇心を高めていく時期にあたり、子どもたちが読書に親しんでいくための基礎を形成する上で特に重要と考えられています。乳幼児期における読書活動は、読み聞かせを中心とした取り組みになります。そのため、幼稚園・保育所（園）では、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、読み聞かせ等を行うことで子どもたちに日常的に本の楽しさを伝え、絵本や物語に親しむ活動の充実を図っていきます。また、保護者に対して、絵本に触れさせる大切さや必要性について理解を求めています。

さらに、図書館の団体貸出制度等を利用するなどして、多くの本に出会えるような環境づくりの整備に努めています。

【学校】

学校は、子どもの言語習得・発達段階に応じ、読書意欲や習慣を形成していくうえで最も重要な役割を担っています。平成30年4月に出された国の「第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、推進のための主な方策として、「読書習慣の形成に向けて、発

達段階ごとの取り組みを推進すること」「友人同士で本を進めあうなど、読書への関心を高める取り組みを充実させること」の2つが挙げられています。その中で、特に小・中・高等学校においては、「学習指導要領を踏まえた読書活動の推進」「読書習慣の形成、読書機会の確保」「学校図書館の整備・充実」について示されています。

また、読書活動を通じて、豊かな人間性を形成していくことが求められており、これらの活動を充実させるために学校図書館(室)が担っている、児童生徒の読書活動の拠点として、読書活動の推進や読む力の育成の取り組みを実施する場としての機能(読書センター機能)、授業のねらいに沿った資料を整備し、各教科における学習を支援する機能(学習センター機能)、資料を活用し、児童生徒・教員の情報ニーズに対応する機能(情報センター機能)の整備を進め、これを活用していくことが期待されます。

そのため、学校図書室においては、日常的な取り組みだけでなく、司書教諭、学校司書を中心とした教職員への研修等を通じ、その実現を目指していきます。

【町立図書館】

町立図書館は、子どもが多くの本と出会い、読書を楽しむ機会を提供する場であり、子ども自ら情報を集め、調べることができる場でもあります。また、本に関する様々な役割の中心を担っており、読書活動の支援や図書資料の活用に関する知識と経験も兼ね備えています。こうした特徴を生かし、子どもの読書活動の推進拠点として、地域・家庭・学校等で進められる子どもの読書活動推進を支援し、より効果的な活動となるよう働きかけます。

同時に一人でも多くの子どもに、本との良い出会いがあるように、図書館における読書環境の整備や子どもの読書意欲の向上につながる活動を推進し、合わせて、図書館職員の資質向上をめざした研修等も積極的に行っていきます。

2. 啓発・広報等の推進

子どもが読書に興味や関心を持ち、子どもの読書活動に携わる人たちの資質向上を図るために、様々な啓発・広報活動が欠かせません。そのためには、幅広く情報を共有し、各団体との連携を密にする必要があります。そのうえで、子どもの読書活動への関心と理解が、町民の間に広く深まっていくように努めていくことが重要です。町においては、今後も関連行事やイベント等の開催をとおして、子どもの読書活動の推進を広く町民に紹介していきます。

3. 今後の取り組みについて

水巻町子ども読書活動推進計画に携わっている関係機関や団体との意見交換を行い、計画の円滑な推進に努めていきます。また、今後、本計画の推進状況等を把握し、その結果を教育委員会及び、水巻町図書館協議会等に報告し、意見を求めていきます。

4. 成果指標

第3次計画では、子どもの読書活動推進について以下のとおり数値目標を設定します。

図書館の蔵書(図書のみ)に占める児童書の割合

令和元年度末 28.9% → 令和7年度末 30.0%以上

図書館の貸出冊数(図書のみ)に占める児童書の割合

令和元年度末 38.8% → 令和7年度末 40.0%以上

こども読書週間期間中の来館者数

令和元年度 9,990人 → 令和7年度 10,000人以上

学校図書室における年間一人当たりの平均貸出数

小学校 令和元年度 19冊 → 令和7年度 23冊以上

中学校 令和元年度 5冊 → 令和7年度 9冊以上

※令和元年度はH31.4～R1.2（3月は休校期間）

参考資料：子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地元公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するようつとめなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

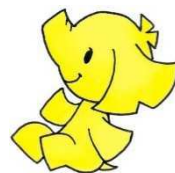
第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次 水巻町子ども読書活動推進計画

発行日 令和3年4月
発行 水巻町教育委員会
編集 水巻町図書館・歴史資料館
〒807-0012



福岡県遠賀郡水巻町古賀三丁目18番1号
TEL 093-201-5000 FAX 093-201-0995
<https://library.town.mizumaki.lg.jp/>